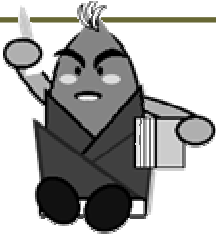


# 相談センターニュース



イメージキャラクター  
たけのこ君

冬本番となり、朝晩の冷え込みも厳しくなってきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

司法書士の年末年始は、毎年、仕事に追われてあっという間に終わります。さて、それでは今月のニュースに移りましょう。

## 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q アパートの管理会社から「電力会社の変更について」という通知が届きました。中身を読んでもよくわからないので管理会社に電話をしたら、「平成28年4月1日以降、アパート全体で電力会社を変更する。」といわれました。電気代は部屋ごとに支払っており、今のところ、電力会社の選択については賃貸借契約書に何も書かれていないのですが、管理会社の言うように、電力会社を変更しなければなりませんか？

A 変更するか否かは原則としてあなたの自由ですが、賃貸借契約の更新の際などには、注意が必要です。

### <解説>

平成28年4月1日から、新規事業者の電気小売業への参入が自由化されます。自由化以降は、複数の電力会社が競争することによって、電気料金が安くなるなど、サービスや料金が多様化することが期待されています。

一方、自由化以降は、電力会社による過剰な勧誘合戦が行われ、消費者が誤認または困惑して契約をする事態が生じるのではないかと懸念されます。そこで、訪問勧誘や電話勧誘によって電力会社と契約をしたときには、クーリング・オフを適用する方向で、検討が進んでいます。

さて、ご質問についてですが、あなたのアパート（集合住宅）では、部屋（つまり入居者）ごとに個別に電力会社と契約しているようですので、契約を変更するかどうかはあなたの自由であり、大家さんや管理会社が勝手に変更することはできません。

もっとも、この点は、アパートの賃貸借契約書の中に電力会社の選択に関する条項が設けられるなどして、今後、トラブルに発展する可能性があるといわれています。当面の間、賃貸借契約の更新の際などにはその内容に注意を払って、もし、疑問が生じたときは、電力会社に問い合わせたり、司法書士に相談してきちんと対処しましょう。

相談センターニュース、そのころは？

- 今、どのような相談が寄せられているか
- 司法書士がどのような対応をしているか
- 読者の皆様の日頃の悩みを解消するヒントに

それらを分かりやすくお伝えする、それが相談センターニュースのところです。

## お知らせ

 静岡県司法書士会公式 facebook ページを開設いたしました。  
アドレスはこちら  
↓



Q 「小学生でも月30万円稼げる」といわれて内職を始めたのですが、もうやめたいと思っています。始めるに当たって入会金を支払ったり工具を買ったりしたのですが、もらった契約書には「クーリング・オフはできません」と書いてあります。入会金や工具の購入代金を返してもらうことはできますか？

A クーリング・オフして、入会金や工具の購入代金を返してもらうことができる場合があります。司法書士に相談するとよいでしょう。

<解 説>

あなたが入会金を支払い、工具を購入して始めた内職については、法律によってクーリング・オフの権利が保障されているかもしれません。仮に保障されているとしたら、契約書に「クーリング・オフはできません」と書かれていたとしても、その記載には法的な効力がなく、クーリング・オフすることができます。また、この場合には、たとえあなたが内職を始めてから数か月を経過していたとしても、よほどの事情のない限り、クーリング・オフすることができます。

以上のとおり、あなたの関わった内職についてクーリング・オフの権利が保障されていれば、あなたはその権利を行使することによって、入会金や工具の代金の返金を受けることができます。

ところで、クーリング・オフしたときに、その時点で既にあなたが内職代を受け取っていたとしても、それはあなたがこれまでにした仕事の報酬にあたるものですから、相手方に返す必要はありません。

## 司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

### 【電話相談】

月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は成年後見制度に関する専門の相談員が担当しておりますので、ご活用ください！

ご相談は無料です！

### 【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも予約制となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更

成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律問題でお困りの方、ご活用ください！！

